

議案第10号

専決処分の承認について（平成19年度広島県後期高齢者医療広域 連合一般会計補正予算）

平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年7月30日提出

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

（提案理由）

国の老人医療費適正化推進費補助金及び高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付決定を受け、これらの目的となる事業を執行するために必要となった平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の補正について、地方自治法292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、この案を提出する。

専決処分第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分とする。

平成20年3月27日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億8,662万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,233万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月27日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出 金		864	784,411	785,275
	1 国庫補助 金	864	784,411	785,275
4 繰入金		1	2,216	2,217
	1 基金繰入 金	1	2,216	2,217
歳入合計		605,706	786,627	1,392,333

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		597,573	786,627	1,384,200
	1 総務管理費	596,855	786,627	1,383,482
歳 出 合 計		605,706	786,627	1,392,333

平成19年度 広島県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	864	784,411	785,275
4 繰入金	1	2,216	2,217
歳入合計	605,706	786,627	1,392,333

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	597,573	786,627	1,384,200	784,411	0	2,216	0
歳出合計	605,706	786,627	1,392,333	785,275	0	2,216	604,842

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 老人医療費適正化推進費補助金	864	17,760	18,624	1 老人医療費適正化推進費補助金	17,760	老人医療費適正化推進費補助金
2 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	0	766,651	766,651	1 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	766,651	高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金
計	864	784,411	785,275			

(款) 4 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	0	2,216	2,216	1 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	2,216	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金
計	0	2,216	2,216			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	596,855	786,627	1,392,333	784,411	0	2,216	0	25 積立金	786,627	財政調整基金積立金 19,976 後期高齢者医療制度 臨時特例基金 766,651
計	596,855	786,627	1,392,333	784,411	0	2,216	0			